一般財団法人臨床試験支援財団 第21回CRCと臨床試験のあり方を考える会議2021 in 横浜における 著作権運用要領

2021年 3月 22日制定

(目的)

第1条 この要領は、第21回CRCと臨床試験のあり方を考える会議2021 in 横浜(以後、本会議という)において発表される講演、ポスター等コンテンツの著作権に関する取り扱いについて取り 決めるものである。

(公開の許諾)

第2条 本会議主催者は、本会議をWeb配信するに際し、ID・パスワードで閲覧管理されたサイト内での公表、配信を行うため、講演者、ポスター発表者からそれぞれのコンテンツ利用に関する許諾を取得する。

(第三者への利用許諾)

- 第3条 本会議発表者は、第三者の著作物をコンテンツに利用する際には、著作権法に従い、当該 著作権者より自ら利用許諾を取得する、あるいは、必要に応じて適切な引用を行う。
 - 2 本会議発表者は、本会議参加者がコンテンツを利用する際に、どの範囲までの利用を許可するか意思表示を行う。本会議におけるコンテンツの利用については利用範囲を指定できるよう、以下のA、B、Cの3つの許可区分を設ける。

なお、いずれの許可区分を選択しても、著作権が放棄されることはなく、コンテンツの著作権 は本会議の発表者に帰属する。

◎ 発表資料の著作権利用許可区分

| 著作権利用 許可区分 | ダウン ロード | 印刷 | 二次利用* | 利用許可範囲 (利用の際はすべて出典を明記すること。なお「引用*」は全区分において可能。) |
|---------------|------------|----|-------|---|
| А | 0 | 0 | 0 | ダウンロード・印刷可、 二次利用は許諾なしで可能 |
| В | 0 | 0 | × | ダウンロード·印刷可だが、 二次利用の際は許諾を得る必要あり |
| С | × | × | × | ダウンロード・印刷不可(オンデマンド期間中の閲覧のみ可)、 二次利用の際は許諾を得る必要あり |

- * 二次利用:ここでは、改変・加工等を伴う二次的な利用のことをいう
- ※ 引用:公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の 目的上正当な範囲内で行なわれるもの(著作権法第32条より)

公正な慣行に合致する「引用」は、一般的には以下の要件を満たす必要がある

1. 本文と引用部分を明瞭に区分する

- 2. 本文(自分の記事)がメインで、引用部分がサブ(主従)の関係にある
- 3. 引用する必然性がある
- 4. 改変しない
- 5. 出典を明記する

著作権許可利用区分の具体例について

- A: コンテンツをそのまま、または印刷して報告や教育資料として配布することが可能。 改変・加工等を伴う二次的な利用も許諾は不要であり自由に利用可能。
- B: コンテンツをそのまま、または印刷して報告や教育資料として配布することが可能。 改変・加工等を伴う二次的な利用は許諾が必要。
- C: 会議開催期間中のみ閲覧可能で、システム上ダウンロード不可。 参加者による画面キャプチャ、撮影、録音も禁止。 改変・加工等を伴う二次的な利用は許諾が必要。

(参加者の利用)

- 第4条 本会議参加者は、講演、ポスター発表コンテンツの利用範囲がそれぞれの著作者の意向により異なるため、表示された利用範囲を確認のうえ、節度ある利用を行う。
 - 2 本会議参加者は、著作権許可利用区分Cのコンテンツについて許可なく撮影、画面キャプチャ、印刷、録音、配信等を行ってはならない。

(主催者の利用)

第5条 本会議主催者は、発表者より提供された全てのコンテンツについて、本会議のオンデマンド 配信のみに利用する。なお、他の利用を行う際は事前に個別の許諾を得るものとする。

(啓発)

第6条 本会議主催者は、本会議参加者が著作権を正しく理解し、その資料が正しく活用されるよう、啓発活動を行う。

(免責)

第7条 本会議のホームページ、Web配信システム、講演、ポスター等コンテンツに含まれる情報もしくは内容を利用することで本会議参加者等が直接・間接的に生じた損失に関し、講演者、本会議代表及び主催する財団は一切の責任を負わない。

附則

- 1. 本要領に定めのない事項については、本会議運営委員会で協議の上、運用上の手順として会議 代表が決定する。
- 2. 本要領は、2021年 3月 22日から施行する。

本著作権運用要領の無断転載、無断転用、無断配布を禁止する。